

福島県みどりの食料システム基本計画

令和 5 年 3 月 3 1 日 策 定

令和 7 年 3 月 2 4 日 一 部 改 定

令和 8 年 月 日 一 部 改 定

福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

本計画は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 3 7 号）（以下、「法」という。）第 1 6 条第 1 項に基づく基本計画として策定するものであり、同条第 2 項各号において定められた項目については、次のとおりとします。

1 基本計画策定に当たっての関連する計画等

- (1) 福島県農林水産業振興計画（別紙 1）
- (2) 福島県有機農業推進計画（別紙 2）
- (3) 福島県バイオマス活用推進計画（別紙 3）
- (4) 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（別紙 4）
- (5) 福島県地球温暖化対策推進計画（別紙 5）
- (6) ふくしま生物多様性推進計画（別紙 6）
- (7) 福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（別紙 7）
- (8) 福島県農林水産物ブランド力強化推進方針（別紙 8）
- (9) 農業用使用済みプラスチック適正処理推進方針（別紙 9）
- ~~(10) 福島県農業環境規範（別紙 1 0）（削除）~~

2 基本計画に掲げる事項（法第 1 6 条第 2 項 1 号～ 6 号関係）

- (1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

目標項目	基準値	基準年度	目標値	目標年度
有機農業等の取組面積	2, 957ha	令和 2 年度	6, 000ha 以上	令和 12 年度
地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発	－	－	累計 10 件以上 (令和 4 年度～ 12 年度)	令和 12 年度

木質燃料使用量	631 千 t	令和元年度	900 千 t 以上	令和 12 年度
河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	12,735 人	令和 2 年度	12,000 人以上	令和 12 年度
スマート農業技術等導入経営体数	525 経営体	令和 2 年度	950 経営体以上	令和 12 年度
家畜排せつ物の利用	960 千 t/年	令和 2 年度	1,277 千 t/年	令和 12 年度
第三者認証 GAP 等を取得した経営体数	680 経営体	令和 2 年度	1,800 経営体以上	令和 12 年度

(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

本県において環境負荷低減事業活動の促進を図るため、以下の取組を推進します。

ア 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 2 条に規定する有機農業をいう。）の取組を推進し、有機 J A S 認証や特別栽培認証の取得を促進します。
- 福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づく生産方式の導入を推進します。
- 堆肥等の有機性資源を活用した耕畜連携による土づくり等を推進します。また、県内で発生する籾殻、落ち葉、竹などの有機性資源を堆肥化し、農地等へ還元する循環利用を促進するとともに、資源循環に有効な新技術の導入を図ります。

イ 温室効果ガスの排出量を削減する取組

- 施設園芸の暖房に使用する化石燃料の削減に向け、ヒートポンプ等の省エネ設備の導入を支援します。
- 未利用材やバーク（樹皮）等を木質バイオマスとして農林漁業で活用し、燃油の使用量の低減を推進します。
- 農林漁業の事業活動における家畜排せつ物のエネルギーとしての利用を推進します。
- 漁船への省エネルギー機器・エンジンの導入を支援します。
- 農業用水を活用した小水力発電を始めとする再生可能エネルギーの農林水産業での活用を支援します。

ウ その他農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

- 化学肥料・化学農薬の使用を低減する取組と併せて、「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、農林水産業が有する多面的機能の維持・発揮や環境と共生する農業など、生物多様性及び環境保全に関する取組を推進します。
- 農業における廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用を促進すると

ともに、漁業におけるプラスチックゴミの適切な処理を推進します。

- その他の国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第二の２の要件に適合し、知事が必要と認める活動を推進します。

(３) 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

本県において、特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）及び当該区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容は、別添のとおりとします。

(４) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業等に関する事項

- 「福島県有機農業推進計画」に基づき、有機農産物の安定生産に向けた生産基盤の強化を図るとともに、技術の開発・普及や人材の育成・確保、販路開拓・拡大の取組を進めます。
- G A Pや有機 J A S、水産エコラベルの認証取得を推進するとともに、オリジナル品種の開発と流通促進による競争力強化に取り組みます。
- スマート農業・林業・水産業など、環境負荷の低減と生産コストの大幅な削減の両立につながる省力的、効率的な生産技術の開発を進めます。
- 開発メーカーや関係団体等と連携して環境負荷の低減に寄与する先端技術の現場実装に向けた取組を進めるとともに、実用化の目処が立った先端技術の導入効果と収益性の検証を行いながら、地域の実情に応じた環境負荷を低減させるスマート農業の普及拡大を進めます。
- 病虫害抵抗性や高温耐性のある品種を導入するとともに、気候変動に適応し、化学肥料や化学農薬の使用量低減につながる生産技術の導入を促進します。
- 地球温暖化等の気候変動や極端な気象現象による農林水産物や森林・水産資源への影響の評価・予測と対策技術の開発、環境と共生する生産技術や外来生物対策の確立に取り組みます。
- 農業用水を活用した小水力発電の導入を支援します。

(５) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進等に関する事項

- 有機農産物や特別栽培農産物の P R 等に取り組みます。
- 食品安全や環境保全に貢献する G A P の取組を促進し、消費者等の認知度向上に取り組みます。
- 国・関係団体等と連携し、国内で供給拡大が求められている品目に着目し、生産から流通、加工などが一体となった高付加価値生産を展開する広域的な産地の形成を進

めます。

- 量販店での常設販売棚の設置や外食店でのフェアの開催、メディアを活用したPR等により、県産水産物の安全性やおいしさを直接消費者に伝える取組を推進します。
- 水産エコラベル等の第三者認証の取得や、鮮度を保持する流通に必要な機器整備など、付加価値を向上させる取組を支援します。

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

計画の実現のためには、農林漁業者はもとより、関係機関・団体、大学、市町村及び国並びに県民など様々な主体が参画するとともに、連携・共創により一体となり取組を進めていくことが重要です。このため、今後、地域のモデル的な取組を創出し、その取組が横展開されるよう、現場の実情を踏まえながら県と市町村が連携し、特定区域の設定に努めます。

連携・共創に当たって、様々な主体への的確な情報提供を始め、関係者等との調整、技術的・財政的な支援など、地域や実情に応じた取組を推進します。

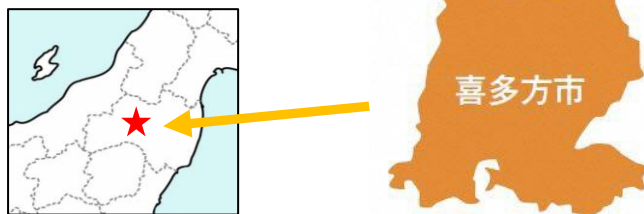
特に、県民等が県産農林水産物のおいしさや本県の農林水産業・農山漁村の魅力を実感できるよう、情報発信を強化します。

また、様々な主体との連携・共創の下、広域的な視点に立ちながら地域の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの主体の活動を支援する等により、この計画の実現を目指します。

特定区域の区域及び事業活動の内容（喜多方市）

1 特定区域の区域

（1）喜多方市全域



（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、飯豊連峰や磐梯山の頂を望む雄国山麓等の山々に囲まれ、田園地帯が広がる山紫水明の地であり、古来より食味、品質、生産量ともに全国トップクラスの米どころとして日本の食卓を支え、これらの恵みを生かした酒、味噌、醤油等の醸造業が今なお息づいています。

また、環境保全に対する意識が高い農業者も多く、県内で最も有機農業が盛んな地域であり、令和5年度の有機農業取組面積は約46haで、うち水稻が約32haとなっており約70%を占めております。

本市では、消費者の満足度を高めるため、環境にやさしい米づくりが盛んに行われてきましたが、東日本大震災に伴う原子力災害の影響による消費者の買い控えなどにより、有機農業の取組は減少しており、未だに以前の作付面積までには回復していない状況となっています。

一方、気象変動等により環境に配慮した農業が世界の潮流となる中、生命産業である農業が基幹産業である本市におきましては、生態系の力を最大限に生かし、自然と多様な生き物が共生する持続可能な農業をさらに広げていく必要があります。

このため、県が主体となり市や市内農業者と連携しながら、ドローン等のスマート農業機械を活用した化学肥料、化学合成農薬の低減や中干しの延長による温室効果ガスの排出量の削減などの検証を行った成果を広く周知するとともに、有機農業等の取組の復興・創生を着実に進め、カーボンニュートラルの実現を目指すため、令和6年5月に「オーガニックビレッジ」を宣言しました。

このような取組を通じて、市内有機農業者や消費者・実需者と力を合わせ、有機農業をはじめとした環境にやさしい農業の推進を図るため、市全域を特定区域として設定します。

2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（1）活動類型 有機農業の生産活動、環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

（2）特定環境負荷低減事業活動の内容

特定区域では、JA、認定農業者協議会、指導農業士会、観光物産協会、地元量販店、

農業共済組合、土地改良区連絡協議会、県農林事務所、農業委員会、喜多方市等で構成する「喜多方市環境にやさしい農業推進協議会」を中心に有機農業を推進するとともに、環境負荷の低減に資する先端的技術を活用した環境にやさしい農業の推進を図ります。

有機農業の取組拡大に向けては、有機農業に取り組む農業者や新たに取り組む農業者を対象に関係機関、団体等と連携し、市全域で家畜ふん堆肥など地域の有機資源の活用、土壌医等による土壌診断に基づく土づくりの推進、専門家による個別指導や有機 J A S 認証取得の支援により有機栽培技術の向上を図ります。

また、環境負荷低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動を拡大するため、農業用ドローンや自動操舵トラクターをはじめとしたスマート農業機械や省力化技術の導入のための支援を行い、これら技術を活用した環境負荷低減事業活動を市全域で推進します。

さらに、有機農産物を扱う実需者との販路相談会（商談会）を通じた実需者とのマッチング支援による販路の確保や農林水産省「農産物の環境負荷低減の見える化」の取組支援、学校給食での有機米の提供により、有機農業に関する消費者理解の醸成を図ることで、喜多方市全域で有機農業取組面積の拡大を目指します。

別添

特定区域の区域及び事業活動の内容（鮫川村）

1 特定区域の区域

（1）鮫川村全域



（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

本村は、福島県の南端、山脈丘陵が連なる阿武隈山系南部の頂上部に位置し、村の大部分は標高 320m から 650m の範囲にあります。村の基幹産業は農業で、特に盛んな畜産は稲作を組み合わせた複合経営が中心となっており、農業の営みにより守られてきた美しい里山景観が魅力です。一方、農地は沢に沿って散在しており、水田は谷戸田で、小さな農地や傾斜地、未整備の農地の多くが、小規模農家により維持されています。

中山間地域に位置する本村は、県内を流れる 3 つの主要河川である鮫川、久慈川、阿武隈川の源流部に位置し、生活排水等に汚染されていないきれいな水を利用することができます。村内には、約 500 ヶ所の湧水地点があり、きれいな水にしか住めない希少な生物（ゲンゴロウやホトケドジョウなど）が多く生息しており、令和 7 年 3 月には鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例を制定しました。

こうした村の強みである、源流の水・美しい里山景観・生物多様性を守り、魅力あるふるさとを次世代に継承するため、基幹産業である農業の振興対策として、平成 16 年 4 月から「まめで達者な村づくり」をはじめました。大豆で一点突破の村づくりを掲げ、村民に大豆の栽培を奨励し、生産された大豆全量を村で買い上げ、豆腐や味噌、納豆などに加工し販売することで農業の 6 次産業化に取り組んでいます。特に、大豆栽培の土づくりにこだわり、村で生産された堆肥を土壌に施用し、化学肥料の使用を削減しました。今後は、遊休農地の増加防止、生産者の健康づくり、高齢者の生きがい対策及び関係人口の更なる拡大のため、大豆をはじめ、米や野菜などの有機栽培をさらに広げていく必要があります。

また、地域資源の活用と循環型社会の形成を目指し、平成 20 年 8 月から「バイオマスヴィレッジ構想」に取り組んでいます。農業の基本である「土づくり」を実践するため、平成 24 年度にオープンした「鮫川村豊かな土づくりセンター（ゆうきの郷土）」において村内で発生した牛ふん等にもみ殻、落ち葉を混ぜ約 6 ヶ月かけて発酵させ良質な堆肥を生産し、自走式堆肥散布機で村内農地に散布しています。このように、村が堆肥の生産から散布までを行う仕組みを構築することで、高齢化による労働力不足の解消などにつながっています。

さらに、有機農業等の環境保全型農業の拡大を目指し、令和 7 年 1 月 30 日に村内の生産者代表、消費者代表、村議会、村農業委員会、JA 東西しらかわ、鮫川村農産物加工直売

所「手まめ館」運営協議会、学校給食センター、県南農林事務所及び鮫川村を構成員とする「鮫川村ゆうきの郷土（さと）づくり検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、先進地視察研修や検討会を重ねて令和7年10月17日に鮫川村有機農業実施計画を策定し、令和7年11月2日に鮫川村オーガニックビレッジ宣言を行いました。鮫川村におけるオーガニックビレッジの基本理念は以下3つです。

- 1 「里山景観」「水」「生物多様性」を村の宝として守り、堆肥などの地域資源を活かして、環境保全型農業の推進を目指します。
- 2 未来の担い手である子ども達の心身の健康を守るため、学校給食の充実を目指します。
- 3 有機農業の推進を図り、村民が健康で心豊かに暮らすことができる持続可能な村づくりを目指します。

3つの理念を軸に、深刻さを増している人口減少や高齢化、担い手不足といった課題を解決しながら先人から受け継いだ美しい里山景観や農地を守り、次世代に継承するため、オーガニックを核とした持続可能な村づくりに取り組んでいます。

このような取組を加速化させ、有機農業をはじめとする環境保全型農業の更なる普及拡大を図るため、村全域を特定区域として設定します。

2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（1）活動類型

有機農業の生産活動、環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

（2）特定環境負荷低減事業活動の内容

特定区域では、検討会を中心に有機農業を推進するとともに、環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用した環境保全型農業の推進を図ります。

有機農業の取組拡大に向けては、鮫川村有機農業実施計画に基づき、これから有機農業に取り組む生産者を対象に、関係機関と連携して、地域で生産される堆肥などの有機性資源の有効活用を図るとともに、土壌診断に基づく「豊かな土づくり」を推進し、沢沿いの農地をはじめ、鮫川村全体でまとまって有機農業に取り組みます。

また、専門家を招へいし有機農業の勉強会や生産者の現地指導を行い、村内生産者の栽培技術の向上と収益力の向上を図ります。

環境負荷低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動を拡大するため、農業用ドローンや自動抑草ロボット、リモコン草刈機をはじめとした省力化技術の導入に要する経費の補助などを行い、これら技術を活用した環境負荷低減事業活動を村全域で推進するとともに、中山間地域における水稻と野菜の環境保全型農業栽培マニュアルを作成し、環境保全型農業の普及に努めます。

村の施策である「まめで達者な村づくり」に基づき、オーガニック大豆の生産拡大（現況 0ha→目標 3ha）を図るとともに、生産された大豆は、手まめ館で豆腐や味噌、納豆などに加工し、学校給食やふるさと納税の返礼品などとして利用し村内外に発信します。

さらに、鮫川村におけるオーガニックビレッジの柱「オーガニック給食の実現」に向け、

手まめ館に設置した学校給食部会やコーディネーターを中心に、生産者や学校給食センターとともに、できる限り村内の農産物を学校給食で利用できる仕組みを構築してきたことから、現在 30％である学校給食における村内産食材使用率を将来的には 50％以上にする
とともに、段階的な特別栽培農産物や有機栽培農産物への切り替えを推進し、現在、1%
にとどまる村内産有機農産物使用率を 30％以上にすることを目標としてまいります。